

---

---

# 第 1 計画の基本的な考え方

---

---

## 1 計画の趣旨

本市では、平成 11 年 3 月に「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を基本理念とした「宇治市障害者福祉基本計画」を策定し、障害者施策の方向性を掲げ、これに基づき、障害のある人の生活に関する広範な施策と事業を推進してきました。

平成 19 年 3 月には、「障害者自立支援法」の施行をはじめとする、障害のある人をめぐる様々な法制度の整備や環境の変化に対応するため、本計画を見直しました。

その後も、障害のある人をめぐる様々な法制度が整備されてきましたが、平成 18 年 12 月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」について、わが国は平成 19 年 9 月に署名を行い、平成 21 年 12 月には、条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする「障害者」に係る制度の集中的な改革等を目的とした「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。

平成 22 年 12 月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」をはじめとする関係法が改正されました。

また、平成 23 年 8 月には、「障害者基本法」が改正されたほか、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」から「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言新法の制定を目指して」が出されるなど、わが国の障害者施策は大きな変革期を迎えています。

こうした中、「宇治市障害者福祉基本計画」（以下、「第 1 期計画」といいます。）は平成 23 年度にその計画期間を終了します。

本計画は、これまでの取り組みと課題を整理し、引き続き総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、「宇治市障害者福祉基本計画」の「第 2 期計画」として策定するものです。

## 2 計画の位置付け

この計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「障害者計画」であり、本市における障害のある人のための施策に関する基本的な計画と位置付けています。

また、国や京都府の「障害者基本計画」を基本とし、かつ本市の基幹計画である「宇治市総合計画」や「宇治市地域福祉計画」、「宇治市児童育成計画」、「宇治市次世代育成支援対策行動計画」、「宇治市母子保健計画」、「宇治市健康づくり推進プラン」、「宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等との整合を図りながら、事業を展開していくものです。

また、この計画において「障害のある人」は、「障害者基本法」第2条に定義される「障害者」を言います。

~~~~~

「障害者基本法」

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

~~~~~

### 3 計画の基本理念

「第1期計画」では、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を計画の基本理念とし、様々な施策を推進してきました。

ノーマライゼーションは、障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方です。

また、リハビリテーションは、障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指すとの考え方です。

「第2期計画」においても、「第1期計画」の理念を受け継ぎ、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を計画の基本理念として、障害のある人もない人も共に、人格と個性を尊重して相互に支え合いながら生活することのできる共生社会の実現を目指します。

## 4 計画の基本方針

「第2期計画」においては、次の3つの基本方針に基づき、各施策を推進します。

### (1) 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保、ユニバーサルデザインのまちづくり

共生社会の実現の前提には、障害のある人の基本的人権の尊重とその尊厳にふさわしい生活の保障があります。そして、障害のある人には、社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会が確保される必要があります。

そのためには、障害のある人の自立に向け、その主体的な意思を尊重することが必要です。さらに、これからの施策は、障害のある人だけでなく、誰でも安心して快適に暮らすことが当たり前できるよう「ユニバーサルデザイン」の考え方にに基づき進める必要があります。

#### ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

### (2) 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮による社会的障壁の除去（バリアフリー化）

障害のある人に対し障害を理由として、差別すること、権利利益を侵害する行為は、あってはならないことです。また、障害がある人にとって、障害をもたらす原因は、心身の機能の障害だけでなく、障害のある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で制限をもたらす事物、制度、慣行、観念など一切の社会的障壁にもあります。

共生社会の実現のためには、社会的障壁のバリアフリー化が必要です。それに伴う負担が過重でないときには、障害のある人に対し、必要かつ合理的な配慮がされなけ

ればなりません。

### ( 3 ) 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現

障害のある人もない人も、分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するためには、相互に理解し支え合ってまちづくりを進めなければなりません。

そのためには、あらゆる機会を通じて、相互理解を深める取り組みを進める必要があります。

## 5 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成35年度までの12年間とします。  
なお、国や法制度の動向などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 6 施策体系

この計画の分野別の施策体系として、次の8つの主要分野に区分し、それぞれについて、施策の基本方向と主な施策をまとめています。

- 『 1 理解と交流の促進』
- 『 2 教育の推進』
- 『 3 福祉サービスの充実』
- 『 4 保健・医療の充実』
- 『 5 生活環境の整備』
- 『 6 雇用・就労の促進』
- 『 7 スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興』
- 『 8 推進体制の整備』





---

---

## 第 2 分野別施策の方向

---

---

### 1 理解と交流の促進

#### ( 1 ) 基本的な方向

理解と交流の促進については、「第 1 期計画」においても、啓発広報活動の促進、地域・家庭・学校・職場における福祉教育の推進、交流・ふれあいの場の充実、ボランティア活動の推進などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人の多くに、日常生活において差別や偏見、疎外感等を感じた経験があります。

また、この度の「障害者基本法」の改正により、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念が再確認されるとともに、共生社会の実現や社会的障壁の除去、障害のある人に対する必要かつ合理的な配慮による差別の禁止といった考え方も法律に位置付けられました。

これらの考え方の普及も含め、障害のある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会をつくるために、今後も広報・啓発活動を一層推進し、障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人とない人の相互理解を深め、交流の促進を図ります。

## ( 2 ) 主な施策

### (ア) 広報・啓発活動の推進

#### 市民への啓発の促進

それぞれの障害の種別や特性を尊重しながら、障害のある人の社会参加と市民の理解や協力を推進するため、啓発活動の充実を図ります。

#### 情報提供と啓発の充実

「市政だより」や「さわやか宇治」、「FMうじ」、「宇治労政ニュース」などを通じて効果的な情報提供と啓発を行います。

#### 「障害者週間」「障害者雇用支援月間」等を通じた障害者啓発

「障害者週間」(12月3日～9日)や「人権週間」(12月4日～10日)、「障害者雇用支援月間」(9月)等を通じ、障害のある人への理解や人権問題、または障害者雇用に関する啓発活動への支援を行います。

#### 宇治市障害者福祉大会の開催

障害のある人の自立と更生を目指し、宇治市障害者福祉大会が障害者関係団体などからなる実行委員会により5年に1度開催されています。今後も大会が充実されるよう支援を行い、障害のある人のより一層の社会参画の向上を図ります。

#### 心のバリアフリーの推進

すべての人がバリアフリーの必要性を理解するとともに、支援を必要としている人に気軽に手助けができるよう、啓発活動などを通じて「心のバリアフリー」の推進に努めます。

## (イ) 障害の理解を進める福祉学習の推進

### 各種講座等の充実

公民館等の社会教育事業等での講座を開催するにあたり、障害に関する正しい理解を深めるため、障害のある人に関するテーマも引き続き取り上げていきます。

### 学校における交流及び共同学習の充実

特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校との居住地交流等、共に助け合い学び合う交流及び共同学習の充実を図ります。

### 学校等のボランティアクラブや体験学習等の活動支援

近年、保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等において様々な福祉ボランティア活動や体験学習が活発になっています。情報提供の充実や障害者関係団体と学校との連携等を積極的に行えるよう支援をします。

### 事業所等における研修会への支援策の充実

宇治市社会福祉協議会が行っている事業所や各種団体等に対する社会福祉研修に対し、研修講師の派遣などの支援を行います。

### 市職員の研修の充実

本市の職員の研修において、すべての職場で幅広い福祉のまちづくりの担い手としての意識が持てるよう引き続き研修の充実を図ります。

## (ウ) 交流・ふれあいの場の充実

### 宇治市障害者福祉大会の開催(再掲)

障害のある人が自立と更生を目指し、宇治市障害者福祉大会が障害者関係団体などからなる実行委員会により5年に1度開催されています。今後も大会が充実されるよう支援を行い、障害のある人のより一層の社会参画の向上を図ります。

#### 福祉施設での障害のある人や市民との交流の推進

福祉まつりや各種障害者施設でのまつり等の支援を通じて、障害のある人や市民の交流の促進を図ります。

#### HOTふれあいサロン事業等の小地域交流事業への支援

社会福祉協議会の事業であるHOTふれあいサロン事業等の小地域交流事業に障害のある人の積極的な参加を図り、身近な場所での交流とふれあいの場を増やします。

#### 地域活動支援センター利用への支援

障害のある人に対し、創作活動や生産活動の機会提供と合わせて、社会との交流を促進する施設である地域活動支援センターの利用を支援します。

#### 市役所ロビーほっとショップの取り組みの拡充

市役所ロビーにおいて、障害者施設の製品の販売を行うロビーほっとショップの取り組みの拡充を通じて、障害のある人と市役所を訪れた市民の交流機会の一層の拡大を図ります。

## 2 教育の推進

### (1) 基本的な方向

障害のある人や児童の教育の推進については、「第1期計画」においても、早期対応の充実、障害の種別と程度に応じた学校教育の充実、生涯学習の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、学校等に対し、「子どもの能力や障害の状態に適した指導」と「相談体制の充実」を求める回答が多くなっています。

一方、通常学級への受け入れを求める回答は少数ながら、この度の「障害者基本法」の改正では、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮」することが求められており、今後の国の動向にも注意する必要があります。

今後も、障害のある児童の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育におけるニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う特別支援教育を推進するとともに、必要な教育環境の整備に努めます。

さらに、学校卒業後の障害のある人についても、学習機会の拡充を図ります。

## ( 2 ) 主な施策

### ア 早期対応の充実

#### (ア) 相談体制の充実

##### 療育相談体制の充実

保健所、児童相談所等の関係機関とのネットワークを強化し、障害のある児童の発達に応じた相談や指導を行う体制を充実するとともに保護者の育児や介護についての相談を一層充実します。

#### イ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育(特別支援教育)の充実

#### (ア) 就学と進路指導の充実

##### 就学指導の充実

障害のある児童に対する一貫した支援を目指し、保護者との相談活動を重視しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな就学指導に努めます。

##### 進路指導の充実

一人ひとりの希望と障害の特性に応じて進路選択ができるように、特別支援学校、京都府教育委員会及び一般就労・福祉的就労等各種関係機関と連携しながら進路指導に努めます。

##### 通級による指導の充実

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を推進します。また、教育相談の充実に努めます。

##### 特別支援学校との連携

特別支援学校に通学する児童との交流及び共同学習や卒業後の進路相談などを通じて、

特別支援学校との連携を図ります。

#### (イ) 教育環境の整備

##### 学校施設の改善

多目的トイレやスロープの設置など障害のある児童に配慮した学校施設の整備改善に努めます。

#### (ウ) 教職員研修の充実

##### 教職員研修の充実

障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援に関する教職員研修の一層の充実に努めます。

### ウ 生涯学習の充実

#### (ア) 学校卒業後の学習機会の提供

##### 図書館機能の充実

障害のある人に対するサービスの対面朗読やテープ図書の貸し出し等について、利用の仕方や内容についての周知を図り、より多くの利用がなされるよう努めます。

##### 障害者教室の充実

障害のある人の社会的視野を広げ、社会参加を進めるために、視覚・聴覚・肢体・心身等、障害の種別ごとの障害者教室の充実に努めます。

### 3 福祉サービスの充実

#### (1) 基本的な方向

福祉サービスの充実については、「第1期計画」においても、在宅及び施設福祉の推進、障害の重度化・障害のある人の高齢化への対応、生活安定のための施策の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果でも、障害のある人にとって暮らしよいまちづくりのために、力を入れてほしいことは何かとの質問に対し最も多い回答は、「生活支援（福祉サービス）の充実」でした。

平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、障害種別に関係なく障害福祉サービスが利用できるようになり、また、サービス体系の再編や就労支援の強化などが進められました。本市では「障害者自立支援法」に基づき、「宇治市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の必要量を見込むとともに、サービス提供体制の計画的な整備を図ってきました。

平成22年12月には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、平成24年度からは相談支援の充実と障害児支援の強化などが一層図られます。

また、平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されるため、その対応が必要となります。

その一方で、国では「障害者自立支援法」に代わる新法の制定準備が進められているため、その動向にも注意しながら、今後も「障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の必要量の確保とサービス提供体制の計画的な整備に努めます。



## ( 2 ) 主な施策

### ア 地域生活を支えるための施策の充実

#### (ア) 相談支援体制の充実

##### 障害者生活支援センターの周知と利用促進

障害のある人が、地域生活を送っていくための相談や支援の総合的な窓口である障害者生活支援センターを広く周知し、障害のある人の生活支援に努めます。

##### 新たな相談支援サービスの利用促進

障害のある人が必要とする障害福祉サービスを的確に利用できるよう、ケアマネジメント機能を果たす新たな相談支援サービスの利用を促進します。

##### 地域自立支援協議会との連携

困難事例や制度の検討、障害についての啓発などについて、地域自立支援協議会と連携して取り組むとともに、就労ネットワークの整備などの広域課題については、山城北圏域自立支援協議会との連携により、障害のある人に対する支援の充実を図ります。

##### 身体・知的障害者相談員の活用

相談支援体制を充実するため、身体障害者相談員や知的障害者相談員の周知と活用促進を図ります。また、障害者生活支援センター、指定特定相談支援事業所、その他関係機関と連携に努めます。

##### 福祉制度パンフレットの作成と配布

障害のある人が利用できる制度や本市独自の障害者施策の周知のため、引き続き、制度紹介パンフレットを作成し配布に努めます。

##### 市の相談体制の充実

市の障害福祉の担当窓口をはじめ、庁内の窓口サービスの充実を図るため、関係部署

相互の連携により、迅速かつ的確に対応できる体制づくりに取り組むとともに、引き続き職員研修の充実に努めます。

#### (イ) 地域活動の支援

地域におけるバリアフリーの点検

道路交通施設等について町内会や自治会、学区福祉委員会等が行う自主的なバリアフリー点検活動等の支援を行います。

ボランティア活動センターの活動支援

社会福祉協議会と協働し、ボランティア活動を推進しているボランティア活動センターとの連携に努め、障害のある人の地域生活を支援する各種ボランティア活動についての情報提供や活動推進のため支援を進めます。

広報紙等を通じたボランティア活動の紹介

「理解から一歩行動へ」ボランティア活動の推進を目指す啓発活動が、ボランティア活動の拡大につながります。ボランティア活動についての紹介・啓発について、今後も機会を捉えて行い、市民が積極的に参加できるよう情報提供の充実に努めます。

障害の種類に応じた自主的な講座等の支援

オストメイト講座や耳のこと何でも相談等、障害のある人の自主的な講座等の取り組みに対し、必要な支援を行います。

障害者関係団体の紹介

市内の障害者関係団体は、障害者福祉の向上に大きく寄与しています。障害者福祉の向上を一層図るために、障害者関係団体の活動内容等について積極的に紹介していきます。

各種奉仕員の確保と養成

社会福祉協議会や関係団体と協力し、手話奉仕員や要約筆記奉仕員、点訳奉仕員等の

確保と養成に努めます。

#### 交流教育の充実

学校での交流及び共同学習の充実をはじめ、地域での子ども会活動や諸行事等、障害のある児童の参加の呼びかけや交流を通じて互いの理解と成長を図る取り組みを支援します。

#### 放課後や休日に活動できる場の確保

障害のある児童が放課後や休日に活動し楽しめる場所の確保のため、放課後等デイサービス及び日中一時支援事業を推進します。

#### 地域活動支援センター利用への支援（再掲）

障害のある人に対し、創作活動や生産活動の機会提供と合わせて、社会との交流を促進する施設である地域活動支援センターの利用を支援します。

### （ウ）サービス提供基盤の整備

#### 「宇治市障害福祉計画」の推進

「宇治市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の必要量を見込むとともに、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

#### 訪問入浴サービスの充実

在宅での入浴が困難な重度の身体障害のある人に入浴の機会が確保されるよう訪問入浴サービスの継続と充実を図ります。

#### レスパイトサービスの実施

在宅で障害のある人を介護する家族が日頃の心身の疲れを回復できるよう、継続して取り組みます。

#### 移動支援事業の充実

障害のある人の社会参加を推進するため、外出支援サービスの充実に努めます。

#### 日中一時支援の充実

障害のある人の活動の場を提供するため、日中一時支援サービスの充実に努めます。

#### 福祉有償運送の推進

公共交通機関以外の障害のある人の移動手段として、NPO等による福祉有償運送が円滑に実施できるよう、宇治市福祉有償運送運営協議会を設置し、推進に取り組みます。

#### 福祉タクシー券の交付

福祉タクシー券を交付し、重度の障害のある人がタクシーを利用するときの運賃の一部を補助します。

### (エ) その他のサービス

#### 施設使用料の減免

市の有料公共施設の入場料や使用料について割引や減免等を行うことにより、障害のある人の利用機会を増進します。

#### ふれあい収集事業の実施

ごみの集積場所まで家庭ごみを排出するのが困難な高齢者や障害のある人のみの世帯等を個別訪問し、ごみ収集を行うふれあい収集事業を継続して行います。

#### 車椅子貸与事業

障害のある人の一時的な車椅子利用に対応するため車椅子の貸与を行います。

#### 各種助成事業の実施

自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業、住宅改造助成事業等、障害のある人の社会参加の促進や生活の基盤となる住宅の整備等を促進するため、助成を行

います。

#### (オ) 精神障害のある人への施策の充実

精神障害のある人を支援するための相談体制づくりの充実

保健所や医療機関、指定一般相談支援事業者等との連携を図りながら、地域移行や地域定着を支援するとともに、地域での精神障害のある人とその家族を支える相談体制の充実に努めます。

精神障害のある人の地域生活に向けたサービスの充実

精神障害のある人の地域生活を支援するため、訪問による生活訓練サービスの充実に努めます。

地域活動支援センター利用への支援（再掲）

障害のある人に対し、創作活動や生産活動の機会提供と合わせて、社会との交流を促進する施設である地域活動支援センターの利用を支援します。

精神障害者社会復帰集団指導事業（グループワーク）の実施

障害の程度に応じた社会参加と自立を促進するとともに、グループ活動を通じて社会適応能力の向上を図るため、精神障害者社会復帰集団指導事業（グループワーク）を実施します。

自立支援医療費（精神通院）の支給

精神科・神経科等への継続的通院が必要な人に対して自立支援医療費を支給するとともに、制度の周知も併せて取り組みます。

#### (カ) 難病等対策の推進

難病患者等居宅生活支援事業の実施

ホームヘルプサービス・日常生活用具の給付・短期入所について、難病患者のニーズに即し、事業を継続して行います。

#### 小児慢性特定疾患児への支援

日常生活用具を給付し、小児慢性特定疾患児の日常生活を支援します。

#### (キ) 障害のある児童への支援

##### 障害児特別保育事業の充実

保育に欠ける障害のある児童の保育所への受け入れを行い、その児童の福祉の向上を図るために適切な保育職員の加配を実施し、保育の充実に努めます。また、障害児保育担当員等と発達相談員等の専門家との連携の強化に努め、保育内容の向上に努めます。

##### 育成学級での障害のある児童の受け入れ

就労等により保護者が不在となる間、生活の安全を図り、集団生活を通じて人間関係をはじめとした生活面での発達を促し、障害のある児童の受け入れ体制の充実に努めます。

##### 放課後や休日に活動できる場の確保（再掲）

障害のある児童が放課後や休日に活動し楽しめる場の確保のため、放課後等デイサービス及び日中一時支援事業を推進します。

##### 障害児通所支援の実施

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など児童福祉法に基づく新しいサービスの実施に努めます。

##### 相談支援体制の充実

児童相談所や指定障害児相談支援事業者、関係機関との連携により、相談支援体制の充実に努めます。

##### 自立支援医療費（育成医療）の支給

都道府県から市町村への権限移譲により、障害のある児童を対象とした自立支援医療費（育成医療）を支給します。また、実施機関の変更について必要な広報を行います。

小児慢性特定疾患児への支援（再掲）

日常生活用具を給付し、小児慢性特定疾患児の日常生活を支援します。

重度心身障害児者医療費助成事業

重度の心身障害のある人と児童が、けが、病気等で医療機関に支払った自己負担額を助成します。また、重度の精神障害のある人への医療費助成事業の適用拡大について京都府へ要望します。

## イ 住まいの場の確保のための施策の充実

（ア）地域相談支援の充実

地域移行支援の実施

施設や病院に長期入院していた障害のある人が地域生活に移行するに際し、住居の確保や新しい生活の準備等の支援を行う新たな相談支援サービスである地域移行支援の実施に努めます。

（イ）グループホーム・ケアホームの利用促進

グループホーム・ケアホームの整備促進

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活をおくる場として、グループホームやケアホームの整備を促進するため、社会福祉法人等に対し、補助制度など必要な情報提供を行います。

グループホーム・ケアホームの利用に際しての助成

低所得のグループホーム・ケアホーム利用者に対し、家賃助成を行い、グループホーム・ケアホーム利用に際しての負担軽減を図ります。

（ウ）住宅のバリアフリー化の支援

住宅改修費の助成

重度の身体または知的障害のある人が、身体の状態に適するように住宅を改修する場

合に、その費用の一部を助成します。

## ウ 障害の重度化、障害のある人の高齢化への対応

### (ア) 重度の障害のある人への支援

#### 医療的ケアが必要な人への支援

京都府と連携しながら必要な支援や情報の提供を行い、障害福祉サービス事業所等において、看護師の配置や介護職員等による医療的ケアが円滑に提供されるよう努めます。

#### 重度心身障害老人健康管理事業

重度の心身障害がある高齢者（後期高齢者医療制度被保険者）が、病気等で医療機関に支払った自己負担額を助成します。また、重度の精神障害のある人への医療費助成事業の適用拡大について京都府へ要望します。

#### 強度行動障害のある人への支援

行動援護や短期入所、日中活動系サービス等を組み合わせながら地域での安定した生活が送れるよう努めます。また、強度行動障害のある人への支援の充実について国及び京都府へ要望します。

#### 重症心身障害児・者や重度の障害のある人への支援

重度訪問介護や短期入所、療養介護などの日中活動系サービス等を組み合わせながら地域での安定した生活が送れるよう努めます。

### (イ) 障害のある人の高齢化への対応

#### 「宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と連携した事業の推進

介護保険制度対象者については、介護保険制度のサービスが優先的に適用されることとなっており、必要なサービスが適切に利用できるよう、介護保険制度との連携を図ります。



### 高齢者福祉との連携

介護保険制度による各種サービス提供や地域支援事業等を通じて、日常生活支援や介護状態の維持・改善や介護予防などに取り組みます。

### 高齢化に対応した在宅福祉の充実

障害のある高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険制度との連携のもとに、必要なサービスの提供を図ります。

## エ 生活安定のための施策の充実

### (ア) 各種福祉手当等の支給

#### 各種福祉手当の支給

特別障害者手当、障害児福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、経過的福祉手当等の各種手当を支給し、障害のある人及びその家族の経済的・精神的負担の軽減を図ります。

#### 公的年金制度等の市の相談体制の充実

障害基礎年金や特別障害給付金は、障害のある人の生活安定にとって大切な制度です。このため、関係部署の連携により相談体制の充実に努めます。

#### 在日外国人重度障害者特別給付金の支給

国民年金法の制度が適用されず、制度的無年金となっている在日外国人の重度障害者に対する給付が、国で制度化されるよう、国に要望をします。市では、国で救済措置がなされるまでの間の独自施策として給付金を支給します。

### (イ) 補装具・日常生活用具の給付等の実施

#### 補装具費の支給

障害の状態から補装具の購入または修理が必要と認められた障害のある人に対し、その費用を支給します

#### 日常生活用具給付等事業

在宅の重度の障害のある人や児童に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付等を行います。

#### 小児慢性特定疾患児への支援（再掲）

日常生活用具を給付し、小児慢性特定疾患児の日常生活を支援します。

#### 車椅子貸与事業（再掲）

障害のある人の一時的な車椅子利用に対応するため車椅子の貸与を行います。

#### ファクシミリ等利用助成事業

聴覚障害のある人のコミュニケーション手段を確保するため、ファクシミリ等の利用費用を助成します。

#### 障害者施設等通所交通費の助成

公共交通機関を利用して障害者施設等に通所する障害のある人に、交通費の一部を助成します。

#### 各種助成事業の実施（再掲）

自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業、住宅改造助成事業等、障害のある人の社会参加の促進や生活の基盤となる住宅の整備等を促進するため、助成を行います。

## オ 権利擁護の推進

### （ア）成年後見制度の普及・啓発

判断能力が不十分な障害のある人に対する支援

財産管理が必要な障害のある人には、社会福祉協議会が実施する権利擁護事業と連携して支援を図るほか、より判断能力が不十分な障害のある人に対しては、身寄りのない

場合の成年後見申立て代行や、生活困窮している人への申立て費用の助成を行います。

#### 成年後見制度の普及・啓発

様々な機会を利用し、成年後見制度の普及・啓発を図ります。

### (イ) 虐待の防止

#### 障害者虐待防止センターの設置

障害のある人に対する虐待の対応窓口となる障害者虐待防止センターを設置します。

#### 障害のある人に対する虐待の防止

障害のある人に対する虐待を防止するため、虐待防止対応協力者を確保するとともに関係機関との連携のもと、障害のある人やその家族の支援を行うとともに、虐待にかかる通報義務などについて広報・啓発を行います。

### (ウ) 差別の防止

#### 市民への啓発の促進

それぞれの障害の種別や特性を尊重しながら、障害のある人の社会参加と市民の理解や協力を推進するため、啓発活動の充実を図ります。

「障害者週間」「障害者雇用支援月間」等を通じた障害者啓発(再掲)

「障害者週間」(12月3日～9日)や「人権週間」(12月4日～10日)、「障害者雇用支援月間」(9月)等を通じ、障害のある人への理解や人権問題、または障害者雇用に関する啓発活動への支援を行います。

## 4 保健・医療の充実

### ( 1 ) 基本的な方向

保健・医療の充実については、「第1期計画」においても、保健サービスの充実、リハビリテーション体制等の充実、精神保健福祉施策の推進に取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人にとって暮らしよいまちづくりのために、力を入れてほしいことは何かとの質問に対し、「保健・医療の充実」は、「生活支援(福祉サービス)の充実」に次いで多い回答でした。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、引き続き様々なライフステージにおいて適切な保健サービスと医療を受けることが必要です。

特に、精神障害や発達障害、高次脳機能障害などの障害に対応するためには、保健・医療の関係機関との連携が必要です。

このため、今後も、障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、保健・医療の充実に努めます。

## ( 2 ) 主な施策

### ア 地域生活を支えるための施策の充実

#### (ア) 障害の早期発見と早期対応

##### 産前保健教室の充実

パパママ教室の定期開催と内容の充実及び専門家による個別相談等出産前の妊婦の不安解消や家族への出産準備についての教育・相談・指導に努めます。

##### 妊婦健康診査の助成

妊婦の疾病等に対する予防措置として身体の異常の早期発見・早期治療を促すため健診費用の助成を行い、安心して、安全な出産ができるように努めます。

##### 乳幼児健康診査の実施

3か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳児健診といった一連の乳幼児健診を実施し、疾病や障害の早期発見に努め適切な指導を行います。健診に合わせて医療機関や保健所と連携し、個々に応じた相談や指導を行います。

##### 乳幼児フォロー事業の充実

乳幼児健診で、心身の発達で問題の生じるおそれのある乳幼児を対象に予防的観点も含めて発達相談やあそびの広場、親子教室等の経過観察を行い、問題の軽減に努めます。また、必要に応じて疾病や障害の早期発見を図り、併せて保健所の発達クリニックや医療機関の紹介等を行います。

##### 訪問指導事業の充実

妊産婦や新生児の訪問指導を充実し、先天性異常や障害を早期発見し、指導に努めます。また、乳幼児健診で早期発見された問題や障害のある乳幼児に対して、保健師や必要に応じて発達相談員や栄養士による訪問指導の充実にも努めます。

#### 相談・指導体制の充実

障害に気づいた時、保護者の悩みの相談やカウンセリング及び保護者同士の情報交換ができるように、保健所や医療機関の連携のもとに相談・指導体制の充実に努めます。

#### (イ) ライフステージに応じた保健サービスの推進

##### 心身障害児等通園事業の実施

心身や言語の発達に問題を抱える子どもとその家族の早期療育のために、心身障害児等通園事業を実施します。

##### 療育に関するネットワークの構築

保健所や児童相談所、障害児通所支援事業者、医療機関等との連携を強化し、児童の発達に応じた適切な相談や療育を受けられる体制づくりに努めます。

##### 心身障害児者歯科診療の充実

心身障害児者歯科診療を充実し、障害のある人や児童の歯科衛生の向上に努めます。

##### 成人期における健康診断の推進

成人期からの障害の発生を予防するために、特定健康診査、各種がん検診等の充実に努めます。また、高齢者インフルエンザのワクチン接種により、高齢期の障害のある人へのインフルエンザ発症防止、重症化予防に努めます。

##### 健康診査や医療についての情報提供の充実

障害のある人や児童の歯科診療や特定健康診査、各種がん検診等についての情報提供に努め、障害のある人が医療や健診を受診しやすい環境をつくります。

##### 「宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と連携した事業の推進（再掲）

介護保険制度対象者については、介護保険制度のサービスが優先的に適用されることとなっており、必要なサービスが適切に利用できるよう、介護保険制度との連携を図ります。

#### 高齢者福祉との連携（再掲）

介護保険制度による各種サービス提供や地域支援事業等を通じて、日常生活支援や介護状態の維持・改善や介護予防などに取り組みます。

#### 高齢化に対応した在宅福祉の充実（再掲）

障害のある高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険制度との連携のもとに、必要なサービスの提供を図ります。

### イ リハビリテーション供給体制等の充実

#### （ア）リハビリテーション供給体制等の整備・充実

##### リハビリテーション供給体制の充実

障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練）や生活介護のほか、介護保険サービス、高齢者福祉事業との連携を図りながら、地域におけるリハビリテーション供給体制の充実に努めます。

#### （イ）公費負担医療制度の運営等

##### 自立支援医療費（更生医療）の支給

身体障害のある人の障害を軽減・回復させるための手術、人工透析等重度かつ継続となる医療について、医療費の軽減を行います。

##### 自立支援医療費（精神通院）の支給（再掲）

精神科・神経科等への継続的通院が必要な人に対して自立支援医療費を支給するとともに、制度の周知も併せて取り組みます。

##### 自立支援医療費（育成医療）の支給（再掲）

都道府県から市町村への権限移譲により、障害のある児童を対象とした自立支援医療費（育成医療）を支給します。また、実施機関の変更について必要な広報を行います。

#### 重度心身障害児者医療費助成事業（再掲）

重度の障害のある人と児童が、けが、病気等で医療機関に支払った自己負担額を助成します。また、重度の精神障害のある人への医療費助成事業の適用拡大について京都府へ要望します。

#### 重度心身障害老人健康管理事業（再掲）

重度の心身障害がある高齢者（後期高齢者医療制度被保険者）が、病気等で医療機関に支払った自己負担額を助成します。また、重度の精神障害のある人への医療費助成事業の適用拡大について京都府へ要望します。

### ウ 精神保健医療の推進

#### （ア）医療機関との連携

##### 精神障害のある人を支援するための相談体制づくりの充実（再掲）

保健所や医療機関、指定一般相談支援事業者等との連携を図りながら、地域移行や地域定着を支援するとともに、地域での精神障害のある人とその家族を支える相談体制の充実に努めます。

##### 自立支援医療費（精神通院）の支給（再掲）

精神科・神経科等への継続的通院が必要な人に対して自立支援医療費を支給するとともに、制度の周知も併せて取り組みます。

#### （イ）情報提供の充実

##### 情報提供の充実（再掲）

「市政だより」や「さわやか宇治」、「FMうじ」、「宇治労政ニュース」を通じて効果的な情報提供及び啓発を実施します。



## 5 生活環境の整備

### (1) 基本的な方向

生活環境の整備については、「第1期計画」においても、平成7年度に策定した「宇治市障害者や高齢者にやさしいまちづくり基本方針」に基づき、福祉のまちづくりの推進などに取り組んできました。

また、平成17年7月には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市内のバリアフリー化を進めるため「宇治市交通バリアフリー全体構想」を策定するとともに、重点整備地区として、平成18年度には「大久保駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」と「宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定し、地区内の道路や鉄道駅などのバリアフリー化を推進してきました。

しかし、今回のアンケート調査結果では、道路や公共施設、交通機関など市内のバリアフリー化は進んでいると思うかとの質問に対し、「進んでいる」と感じている人は、39.2%、「進んでいない」と感じている人は39.8%とほぼ同率となっています。

一方、国においては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が平成23年3月に改正され、平成32年度までに達成する新たなバリアフリー化の目標が設定されました。

また、京都府では、平成21年8月に誰でも安心して快適に過ごすことが当たり前ができる「ユニバーサル社会・京都」の実現を目指して、「京都府ユニバーサルデザイン推進指針」が策定されました。

こうした状況も踏まえ、今後も、国や京都府と連携を図りながら、障害のある人たちが快適に、また安心して安全に生活することができるよう生活環境の整備を進めます。

## ( 2 ) 主な施策

### ア 生活環境の整備

#### (ア) ユニバーサルデザインの普及・啓発

##### ユニバーサルデザインの普及・啓発

ユニバーサルデザインは、障害の有無や年齢、性別、能力、国籍などの違いに関わらず、すべての人が初めから利用しやすいように、施設、製品、サービスなどを設計（デザイン）することで、京都府と連携しながらこの考え方の普及・啓発に努めます。

##### 心のバリアフリーの推進（再掲）

すべての人がバリアフリーの必要性を理解するとともに、支援を必要としている人に気軽に手助けができるよう、啓発活動などを通じて「心のバリアフリー」の推進に努めます。

#### (イ) 建築物等のバリアフリー化の促進

##### 建築物等のバリアフリー化の促進

「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物等のバリアフリー化について設置者や事業主への周知・指導を行います。

##### 学校施設等のバリアフリー化の促進

学校施設等において、障害のある児童や保護者に配慮できるようバリアフリー化の促進に努めます。

#### (ウ) 住宅のバリアフリー化の支援

##### 住宅改修費の助成（再掲）

重度の身体または知的障害のある人が、身体の状態に適するように住宅を改修する場

合に、その費用を一部助成します。

## イ 情報・コミュニケーション支援

### (ア) 情報バリアフリー化の支援

#### 情報技術の活用の支援

障害のある人が情報技術を活用できるよう、日常生活用具給付等事業において、周辺機器等の購入を助成し、障害のある人の情報バリアフリー化を支援します。

#### ファクシミリ等利用助成事業（再掲）

聴覚障害のある人のコミュニケーション手段を確保するため、ファクシミリ等の利用費用を助成します。

#### 図書館機能の充実（再掲）

障害のある人に対するサービスの対面朗読やテープ図書の貸し出し等について、利用の仕方や内容についての周知を図り、より多くの利用がなされるよう努めます。

### (イ) 障害のある人の地域生活を支える人材の養成・確保

#### 各種奉仕員の確保と養成（再掲）

社会福祉協議会や関係団体と協力し、手話奉仕員や要約筆記奉仕員、点訳奉仕員等の確保と養成に努めます。

#### コミュニケーション支援事業の推進

手話通訳者派遣事業や要約筆記奉仕員派遣事業により、必要なサービスが提供できるよう、人材の育成確保等に努めます。

## ウ 防犯・防災対策の充実

### (ア) 防犯・防災情報の提供

「防災・安心情報」の配信

「防災・安心情報」を希望する人に対し、京都府の配信システムを活用し、宇治市からの「防災・安心情報」を配信します。

### 防犯体制の整備

障害のある人をねらう悪質な商法や詐欺などの犯罪について、必要な知識や情報の提供に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### (イ) 情報登録制度の運営

災害時要援護者避難支援事業の実施

障害のある人等が、災害時に迅速に避難できるよう、自主防災組織、町内会・自治会、民生・児童委員等地域の方々に支援者となっていただき、災害発生時の安否確認や避難誘導等の支援活動に取り組んでいただく災害時要援護者避難支援事業を継続実施します。

要配慮者情報管理事業の実施

自力で避難が困難な人があらかじめ消防本部に届け出ておくと、火災などの災害が発生したときに、消防隊などがその情報をもとに早期に救助を行う要配慮者情報管理事業を継続実施します。

### (ウ) 福祉避難所の確保

福祉避難所の指定

障害のある人や高齢者など配慮を必要とする人が、避難所生活に支障をきたさないよう、一般の避難所とは別に福祉避難所を指定します。

## エ 選挙等における配慮

### (ア) 選挙等における配慮

投票所のバリアフリー化と情報の提供

障害のある人が投票しやすい投票環境の整備に努めるとともに、様々な媒体による障害のある人への選挙情報の提供に努めます。

## 6 雇用・就労の促進

### (1) 基本的な方向

雇用・就労の促進については、「第1期計画」においても、雇用の促進、福祉的就労の充実に取り組んできましたが、障害のある人にとって雇用・就労は、経済的自立の手段であるとともに、社会参加や社会貢献の基本となるものであり、今後も働く意欲のある障害のある人が、その適性と能力に応じて働くことができる環境づくりを進めることが必要です。

今回のアンケート調査結果では、障害のある人が働くためには、どのようなことが必要かとの質問に対し、最も多い回答は「障害のことを理解してくれること」で、次いで、「障害のある人が働きやすいように環境が工夫されていること」でした。

今後も、障害のある人の雇用と就労を促進するため、事業主をはじめ市民に対する啓発を進め、一人でも多くの障害のある人が働くことのできるよう環境づくりに努めます。

## ( 2 ) 主な施策

### ア 雇用の促進

#### (ア) 企業や市民への広報・啓発

##### 広報・啓発の充実

障害のある人の雇用促進を図るため「市政だより」や「宇治労政ニュース」等を通じて、企業や市民に対し、理解や協力を求める啓発を行うとともに、企業に対しては、ジョブコーチ制度や施設整備助成制度など国の各種助成制度の情報提供に努めます。

##### 関係機関との連携による相談体制の充実

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、障害のある人一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな相談体制の充実を図ります。

#### (イ) ネットワーク組織との連携

##### 山城北圏域自立支援協議会との連携

山城北圏域自立支援協議会の就労部会と連携し、広域における啓発や情報交換を通じて、障害のある人の雇用促進を図ります。

#### (ウ) 障害のある職員の採用

##### 市職員採用の促進

一事業所として、社会理念に基づき、障害のある人の雇用の推進を図ります。

#### (エ) 契約制度の取り組み

##### 総合評価競争入札の取り組み

企業の地域社会に対する貢献度の一つとして、障害のある人の雇用を推進するため、障害のある人の法定雇用状況を評価項目にした、条件付き一般競争入札（総合評価競争入札）制度に取り組みます。

#### (オ) 職場体験実習の取り組み

##### 職場体験実習の受け入れ

事務系の職場実習の場が少ないため、市役所障害福祉担当課において、特別支援学校や就労移行支援事業所からの職場体験実習生を受け入れます。

#### (カ) 特例子会社の誘致

##### 特例子会社の誘致

障害のある人が配慮された職場環境で働くことができると言われている特例子会社の誘致について、京都府に対し要望します。

### イ 福祉的就労の充実

#### (ア) 障害者施設の製品の販路の拡大

##### 障害者施設の製品の販路拡大の推進

ロビーほっとショップの取り組みの拡充や障害者施設の製品のPR活動、市行事における活用等により、障害者施設の製品の販路拡大に努めます。

##### 新たな官公需の開拓

市役所各課において、障害者施設に委託等が可能な業務がないかを照会するなどして、新しい官公需の開拓に努めます。



## 7 スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興

### (1) 基本的な方向

スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興については、「第1期計画」においても、スポーツ活動の振興、文化・芸術活動の推進、レクリエーション活動の推進に取り組んできました。今回のアンケート調査でも、これからどのようなことをしたいと思えますかとの質問に対し、「スポーツやレクリエーション」と回答した人は、全体の約4分の1を占め、また、「趣味などのサークル活動」と回答した人も全体の3割近くを占めています。

障害のある人が、地域社会においていきいきと楽しみを持って生活するためには、スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動は大きな役割を果たします。

このため、今後も、障害のある人の自立と社会参加の促進を図り、また、障害のある人とない人との交流機会の拡大のためにも、スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興を図ります。

## ( 2 ) 主な施策

### (ア) スポーツ・レクリエーション活動の推進

#### 障害者スポーツを行う場の確保

生涯スポーツの一環として、各種の障害者スポーツが行えるよう既存施設の利用を促進します。

#### 障害者スポーツの支援体制の充実

障害者スポーツ大会や障害のある児童のスポーツひろば等各種スポーツ行事への参加について、ボランティアとの連携も含め、支援します。

#### 障害者スポーツ事業の充実

障害の種類・程度に応じ必要な配慮をしつつ障害者スポーツ大会や障害のある児童のスポーツひろば等を実施することにより、障害のある人のスポーツ活動に対する関心を高め、障害者スポーツの振興を図ります。

#### 障害のあるスポーツ選手の顕彰

全国規模の障害者スポーツ大会に出場する選手を激励するとともに、優秀な成績を収めた者(団体)を宇治市スポーツ賞で広く顕彰し、障害者スポーツに対する意識の高揚を図ります。

#### レクリエーション行事に関する情報提供の充実

市が主催する行事については、手話通訳や要約筆記の有無など障害のある人の参加を前提とした情報提供に努めます。

#### 各種レクリエーション活動への支援

障害者団体が実施するレクリエーション活動を支援するとともに、様々なレクリエーション活動への障害のある人の参加の促進を図るため、ボランティアと連携しながら、必要な支援を行います。

## (イ) 文化・芸術活動の推進

### 各種講座の充実

生涯学習の観点から、障害のある人が利用しやすい各種講座や教室の充実を図ります。

### 障害者文化作品展の開催

障害者週間記念事業をはじめ、あらゆる機会を活用して、障害のある人の作品展を開催し、発表の場を設けます。

### 各種講座や教室の情報提供と参加のための支援

障害のある人が一般に開催される文化芸術事業へ参加しやすくするため、情報提供や外出支援を行います。

### 地域活動支援センター利用への支援（再掲）

障害のある人に対し、創作活動や生産活動の機会提供と合わせて、社会との交流を促進する施設である地域活動支援センターの利用を支援します。

## 8 推進体制の整備

### (1) 基本的な方向

推進体制の整備については、「第1期計画」においても、推進基盤の整備や国・京都府・民間との役割分担と連携の強化に取り組んできましたが、障害のある人の福祉サービスに対するニーズの増大や多様化、障害のある人の範囲の拡大に的確に対応するためには、各種サービスの提供体制の計画的な整備を図る必要があります。

このため、今後も、推進組織の整備や福祉人材の養成・確保等を図り、推進体制の一層の充実を図ります。

## ( 2 ) 主な施策

### (ア) 推進組織の整備

宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会の運営

障害のある人に関する施策を当事者や関係者等の意見を反映しながら、総合的かつ計画的に推進し、またそのために必要な関係機関相互の連絡調整を行うために、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会を運営し、施策の進行等を点検します。

### (イ) 福祉人材の養成・確保

各種奉仕員の確保と養成（再掲）

社会福祉協議会や関係団体と協力し、手話奉仕員や要約筆記奉仕員、点訳奉仕員等の確保と養成に努めます。

市担当職員の研修の充実

障害福祉を担当する職員の研修を充実し、市民の窓口相談やサービス提供及びケースワークが適切に行えるよう努めます。

### (ウ) 国・京都府・民間との役割分担と連携強化

国・府への要望活動の強化

この計画を推進するため広域的な施設整備や、各種施策実施にあたっての補助制度の適用等、あらゆる機会を通じて国や京都府に要望します。

民間との協力体制の推進

障害者関係団体や社会福祉法人等の主体的な活動への支援に努め、福祉サービスの向上を図ります。

